**融資契約書規定内容ひな形**

第●条　　（【グリーンローン/ブルーローン/トランジションローン】）に関する規定

1. 銀行は、本契約に基づく借入が、「横浜港CNPサステナブルファイナンス・フレームワーク」に基づくものであり、DNVビジネス・アシュアランス・ジャパン株式会社から発行される、Loan Market Association、Asia Pacific Loan Market AssociationおよびLoan Syndications and Trading Associationが発表したグリーンローン原則、環境省が発表したグリーンローンガイドライン、International Finance Corporationが発表したブルーファイナンスガイドライン、International Capital Market Association 、United Nations Environment Programme Finance Initiative、United Nations Global CompactおよびAsia Development Bankが発表した持続可能なブルーエコノミーに資金提供する債券（実務者ガイド）、International Capital Market Associationの策定するクライメート・トランジション・ファイナンスハンドブックおよび金融庁・経済産業省・環境省が公表するクライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針】に準拠した【グリーンローン/ブルーローン/トランジションローン】である旨の評価の対象となるものであることを確認します。
2. 債務者は、本契約締結日以降、本契約に基づき調達した資金の全額を、本契約に定める資金使途（●●）に充当した場合には、【速やかに/●営業日後までに/翌月末までに（該当日が営業日以外の日に当たるときは、翌営業日）】、別紙◆その他銀行が指定する様式を使用して銀行に全額充当完了報告（以下「全額充当完了報告」といいます）を行うものとします。
3. 債務者は、本契約締結日以降、全額充当完了報告を行うまで、本契約に基づき調達した資金の本契約に定める資金使途への充当状況について、毎年●月●日（該当日が休日に当たるときは、【前営業日/翌営業日】）までに別紙その他銀行が指定する様式を使用して銀行に報告します。
4. 債務者は、本契約締結日以降、本契約に基づき調達した資金による環境改善効果としての当該資金を活用したプロジェクトにおけるCO2排出削減効果およびその算出根拠について、初回は全額充当完了報告の有無にかかわらず●年●月●日までに、それ以降は全額充当完了報告を行うまで毎年●月●日（該当日が休日に当たるときは、【前営業日/翌営業日】）までに、別紙その他銀行が指定する様式を使用して銀行に報告します。なお、債務者から受領した本項に基づく報告について銀行が報告内容として不十分と判断した場合、債務者は銀行の指示に従い、追加情報の提出等の対応を行うものとします。
5. 銀行は、債務者から全額充当完了報告または前2項に基づく報告を受領した場合、遅滞なく、当該報告の内容を銀行が適切と考える方法で横浜市に共有するものとします。

※上記はひな形です。融資先企業・対象金融機関の間で相談の上、本フレームワークに定める内容を順守し、適時適切にレポーティングが実施されるよう規定をしていただければ問題ございません。